

# 川崎市目標管理委員会設置要綱

平成18年3月31日  
17川総人第1093号

## (目的及び設置)

第1条 川崎市職員の人事評価における評価の客観性及び公平性を高めるとともに、組織目標の効果的な達成に向けて実効性を確保するため、目標管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議及び審査を行い、必要な調整を行うものとする。

- (1) 組織目標の総括管理に関すること。
- (2) 理事、部長及び課長（これらに相当する職にある職員を含む。以下同じ。）の業務目標に関すること。
- (3) 前号に規定する職員以外の職員（局長及びこれに相当する職にある職員を除く。）の難易度Aの業務目標に関すること。
- (4) その他人事評価の公正な運用を確保するために必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項に掲げる事項の審査等の結果、必要があると認めるときは、局長（これに相当する職にある職員を含む。）等に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長（川崎市長職務代理順序に関する規則（平成15年川崎市規則第17号）に規定する上位の副市長をいう。）をもって充てる。

3 委員は、総務企画局長及び財政局長をもって充てる。

## (委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

## (委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、原則として、全ての委員が出席しなければ、会議を開くことが

できない。

(幹事会)

第6条 第2条第1項に掲げる事項について必要な調査及び検討を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、総務企画局人事部長をもって充てる。
- 4 幹事は、10人以内とし、総務企画局及び財政局の部長及び課長のうち、当該局長が指名する者をもって充てる。
- 5 前項に規定する幹事のほか、幹事長が特に必要と認めるときは、幹事会に臨時の幹事を置くことができる。
- 6 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。
- 7 幹事会における調査及び検討の結果は、幹事長が委員長に速やかに報告するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会及び幹事会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(連絡会)

第8条 第2条第1項に掲げる事項について必要な調整を全庁的に行うため、委員会に連絡会を置く。

- 2 連絡会は、総務企画局人事部人事担当課長及び局等の人事担当課長（これに相当する職にある職員を含む。）をもって組織する。

(委員会等の庶務)

第9条 委員会、幹事会及び連絡会の庶務は、総務企画局人事部人事課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。